

## 大阪市児童福祉審議会条例施行規則（大阪市規則120号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、大阪市児童福祉審議会条例（平成30年大阪市条例第65号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

**第2条** 大阪市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、必要に応じて部会を置くことができる。

**2** 部会は、委員長が指名する委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第9条第2項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

**3** 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

**4** 部会の会議は、部会長が招集する。

**5** 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

**6** 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

**第3条** 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

**第4条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日施行する。